

鳥取県住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業対象要綱（平成29年4月26日付国住備第14号。以下「国改修事業要綱」という。）及び公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱（平成18年3月27日付国住備第132号。以下「国住宅家賃対策要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号）、国改修事業要綱及び国住宅家賃対策要綱に定めるところによる。

(交付目的)

第3条 本補助金は、低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人その他の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図ることにより、県民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表第2欄に掲げる者に対し、当該間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（千円未満の端数は、切り捨てるものとする。）以上の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、間接補助対象経費の額に同表の第5欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額と、同表の第6欄に掲げる限度額のいずれか低い額（千円未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

4 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化事業及び住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃債務保証料低廉化事業は、第6条による交付決定の時期にかかわらず、交付申請を行った年度の4月1日以降の補助事業に要する経費の額を補助の対象とする。

(交付申請の時期)

第5条 本補助金の交付申請は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修支援事業にあつては、6月30日まで（ただし、

7月1日以降、新たに本事業に取り組む事業実施主体があった場合はこの限りでない。）

(2) 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化事業及び住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃債務保証料低廉化事業にあつては、10月31日まで（ただし、11月1日以降、新たに本事業に取り組む事業実施主体があった場合はこの限りでない。）

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする市町村は、交付申請に当たり仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に前条第2項の規定を適用して算定した額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第7条 間接補助事業について本補助金の交付を受ける市町村は、第4条第1項に規定する間接補助金（以下「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、 第13条、第14条、第16条第2 項後段、第17条、第25条及び 第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	市町村
	様式第2号による	市町村が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	市町村が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴うもの
 - (2) 本補助金の3割以上の減額を伴うもの
- 2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第9条 市町村は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 市町村は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

(1) 前条第1項に規定する変更該当しない変更

(2) 間接補助事業の中止又は廃止

(指示等の報告)

第10条 市町村は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第11条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第2号によるものとする。

3 市町村は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 市町村は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第12条 市町村は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者を支払わなければならない。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年 3 月29日から施行し、平成31年度事業から適用する。

別表

1 間接補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 間接補助率	5 補助率	6 限度額
住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修支援事業	住宅等を住宅確保要配慮者専用賃貸住宅に改良する賃貸人等	住宅等を住宅確保要配慮者専用賃貸住宅に改良するために要する費用(国改修事業要綱第4条に規定する補助対象に限る。)	2/3以内 ※参考 所有者 1/3 国 1/3 県 1/6 市町村 1/6	1 / 6 以内	上限額を 250 千円/戸又は市町村負担額のいずれか低い額とする。 ただし、耐震改修工事、共同居住用住宅に用途変更するための改修工事、間取り変更工事の場合は、上限額を 500 千円/戸又は市町村負担額のいずれか低い額とする。
住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化事業	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の賃貸人等	住宅確保要配慮者の家賃を低減するために賃貸人に補助する費用(国住宅家賃対策要綱第4条第4項に規定する補助対象に限る。)	10/10 以内 ※参考 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4	1 / 4 以内	上限額を 10 千円/月・戸又は市町村負担額のいずれか低い額とする。 なお、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃債務保証料低廉化事業と合計した額が 120 千円/年・戸を超えないこと。
住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃債務保証料低廉化事業	法第20条第2項の家賃債務保証事業者又は法第40条の住宅確保要配慮者居住支援法人	住宅確保要配慮者の家賃債務保証料を低減するために家賃債務保証を行う者に補助する費用(国住宅家賃対策要綱第4条第5項に規定する補助対象に限る。)	10/10 以内 ※参考 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4	1 / 4 以内	上限額を 15 千円/回又は市町村負担額のいずれか低い額とする。 なお、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化事業と合計した額が 120 千円/年・戸を超えないこと。

様式第1号（第5条）

鳥取県住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業（変更）事業計画書

1. 事業の内容

○住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修支援事業 (単位：千円)

事業区分	交付予定件数	補助対象経費	補助金交付申請額	備考
合計				

- 1 事業区分の欄には、バリアフリー改修、耐震改修、用途変更、間取り変更、最低限必要な工事居住支援協議会が認める工事の別を記載すること。
- 2 変更申請の場合は、変更前の内容を上段に（ ）書すること。

改修事業開始予定年月日

改修事業完了予定年月日

○住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化事業
○住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃債務保証料低廉化事業 (単位：千円)

事業区分	交付予定件数	補助対象経費	補助金交付申請額	備考
合計				

- 1 事業区分の欄には、家賃低廉化、家賃債務保証料低廉化の別を記載すること。
- 2 変更申請の場合は、変更前の内容を上段に（ ）書すること。

2. (改修する住宅が特定されている場合) 他の補助金の活用の有無 有 ・ 無

- ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載した書類を添付すること。
- ※過去に補助金を活用して整備した実績がある場合についても、当時の整備内容を記載した書類を添付すること。
- ※今後、当該建物に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合についても、その内容を記載した書類を添付すること。

様式第2号（第5条、第11条関係）

年度鳥取県住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業（変更）収支予算（決算）書

○住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修支援事業

歳入予算（決算）

（単位：千円）

財源区分	区 分 財源内訳	予 算			決 算 (見込み)
		当初議決 (予定) 年 月 日	補正議決 (予定) 年 月 日	計	
一般財源					
特定財源	国庫補助金 県補助金				
計					

(注) 2回目以降の変更(補正)の場合は、変更前の予算額を上段に()書すること。

歳出予算（決算）

（単位：千円）

科目	予 算 額			摘 要
	当初 計上額	補正、流用 増減額	計	
(項) (目) (節)				
計				

(注) 2回目以降の変更(補正)の場合は、変更前の予算額を上段に()書すること。

○住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化事業

○住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃債務保証料低廉化事業

歳入予算（決算）

（単位：千円）

財源区分	区 分 財源内訳	予 算			決 算 (見込み)
		当初議決 (予定) 年 月 日	補正議決 (予定) 年 月 日	計	
一般財源					
特定財源	国庫補助金 県補助金				
計					

(注) 2回目以降の変更(補正)の場合は、変更前の予算額を上段に()書すること。

歳出予算（決算）

（単位：千円）

科目	予 算 額			摘 要
	当初 計上額	補正、流用 増減額	計	
(項) (目) (節)				
計				

(注) 2回目以降の変更(補正)の場合は、変更前の予算額を上段に()書すること。

様式第4号（第11条関係）

鳥取県住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業 報告書

1. 事業の内容

○住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修支援事業 (単位：千円)

賃貸人 (間接補助事業者)	登録住宅名	補助対象経費	補助金交付申請額	備考
合計				

改修事業開始年月日

改修事業完了年月日

○住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化事業 (単位：千円)

賃貸人(間接補助事業者)	登録住宅名	入居者氏名	家賃低廉化月額	低廉化月数	補助対象経費	補助金交付申請額	備考
合計							

○住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃債務保証料低廉化事業 (単位：千円)

家賃債務保証業者名	登録住宅名	入居者氏名	補助対象経費	補助金交付申請額	備考
合計					

添付書類

- 1 改修工事にあつては、改修前後の図面及び写真、補助対象工事の内訳書
- 2 改修工事のうち耐震改修にあつては、改修後の耐震性能について記載された書類の写し
- 3 改修工事のうち調査設計計画（インスペクション含む）にあつては、検査結果報告書の写し
- 4 家賃低廉化にあつては、低廉化がわかる書類
- 5 家賃債務保証料低廉化にあつては、低廉化がわかる書類
- 6 その他、知事が必要と認める書類

2. 他の補助金の活用の有無 有 ・ 無

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載した書類を添付すること。

※過去に補助金を活用して整備した実績がある場合についても、当時の整備内容を記載した書類を添付すること。

※今後、当該住宅に他の補助金を活用する予定がある場合についても、その内容を記載した書類を添付すること。

様式第5号（第11条関係）

年度鳥取県住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業補助金仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

鳥取県知事 様

所在地
名 称
代表者 印

年 月 日付第 号により交付決定のあった 年度鳥取県住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業補助金について、仕入控除税額が確定したので、鳥取県住宅確保要配慮者専用賃貸住宅供給促進事業補助金交付要綱（平成30年3月26日付第201700314895号鳥取県生活環境部長通知）第11条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 補助金の確定額
（ 年 月 日付第 号による通知額） | 金 | 円 |
| 2 上記に係る補助対象経費の額 | 金 | 円 |
| 3 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額） | 金 | 円 |
| 4 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 5 補助金返還相当額 | 金 | 円 |

（注）内訳資料、その他参考となる資料を添付すること